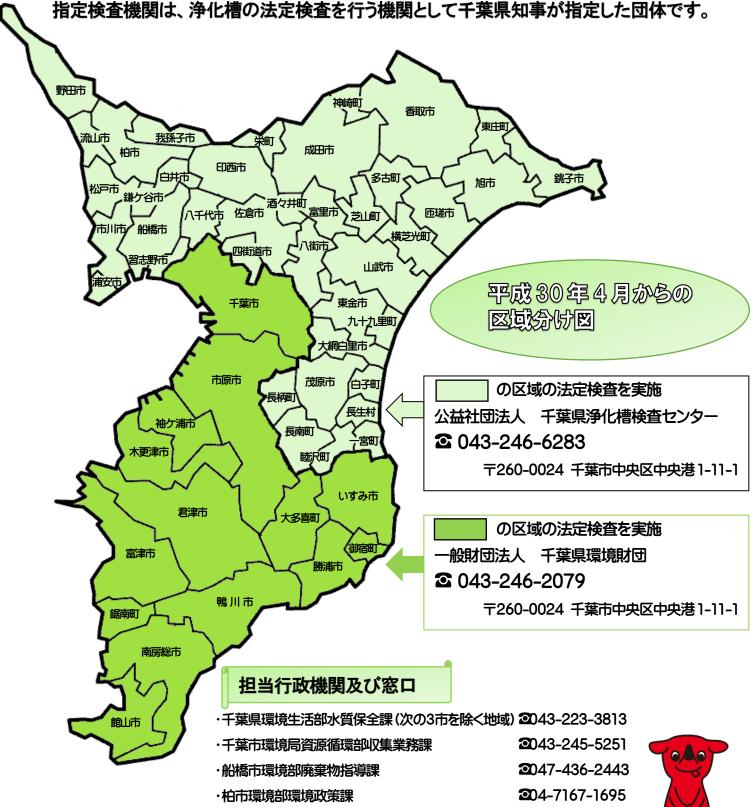
浄化槽管理者・設置者のみなさまへ

平成30年4月から浄化槽の法定検査(設置後の7条検査及び毎年 定期的に実施する11条検査)は、千葉県浄化槽検査センターと 千葉県環境財団の2つの指定検査機関が区域を分けて実施します。

指定検査機関は、浄化槽の法定検査を行う機関として千葉県知事が指定した団体です。



浄化槽の法定検査を受けることは、法律の義務です。 必ず検査の申込みを行ってください。

※申込みについては裏面をご覧ください

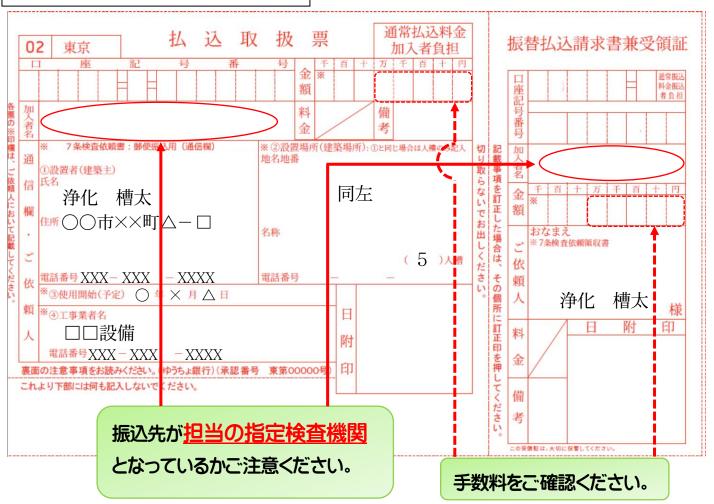


検査の申込みについて

- ○浄化槽の設置の届出又は建築確認の申請時に、<u>法定検査(7条検査)の申込みを証する</u> 書類(検査手数料納付書の写し)の添付が必要です。記載例を参考に、申込み先をお間違 えないようご注意ください。
- ○また、法定検査(7条検査)の実施後は、<u>年1回の定期検査(11条検査)</u>の受検が義務付けられております。検査の時期が近づきましたら、指定検査機関から検査の案内を送付させていただきますので、必ず受検してください。

<振込用紙記載例(7条検査前納)>

払込用紙の配布については、各指定検査機関にお問い合わせください。



※記載内容をもとに検査を実施いたしますので、氏名、電話番号、浄化槽の設置場所等の記載漏れがないようにしてください。

検査手数料は?

検査種別(7条、11条)、浄化槽の種類、大きさ(人槽)によって異なります。

	7条検査	11条検査	
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10 人槽以下	10,000 円	5,000円	5,000 円
11~20 人槽	14,000 円	8,000円	10,000 円
21~50 人槽	15,000円	9,000円	11,000円
51~100 人槽	18,000 円	12,000 円	14,000 円
101~300 人槽	20,000 円	14,000 円	16,000 円
301~500 人槽	22,000 円	16,000 円	18,000円
501人槽以上	26,000 円	20,000 円	22,000 円